

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

保 健 事 業 の 実 施 に つ い て

謹啓 晩春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の健康維持・増進と心身のリフレッシュを目的として、下記の保健事業を実施いたしますので、被保険者各位にご周知いただき、多数の方々のご参加を賜りますようご高配をお願い申し上げます。

なお、各事業の詳細につきましては、当組合ホームページにてご案内しております。併せてご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 令和 6 年度 オンライン歩け歩け大会 （ウォークラリー）
- 2 令和 6 年度 第 5 3 回 料理教室

【別紙】 傷害保険について

組合ホームページを活用した周知・広報等推進の観点から、郵送等による各事業のご案内を順次、簡略化しております。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔組合ホームページアドレス〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>

◎ お問い合わせ等につきましては保健事業部 保健事業グループあてにお願いいたします。

電話 03-3404-9545

※確認のお電話は平日の 9 時～ 17 時の間をお願いいたします。

令和6年度 オンライン歩け歩け大会（ウォークラリー）の実施について

- 1 日 程 ウォーキングラリー実施期間
令和6年7月1日（月）～7月31日（水）の1か月間
- 2 参加資格 実施期間の最終日まで引き続き当組合の被保険者および被扶養者である方
（スマートフォンをお持ちの方）
- 3 実施方法 スマートフォンに株式会社グッピーズの健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」を
インストールしていただき、実施期間中に歩数を計測していただきます。
1～10名のチームで平均歩数を競っていただき、目標達成チームと成績優秀者を
表彰します。
※お持ちのスマートフォンの機種によってはアプリをご利用いただけないことが
ございます。事前にご確認のうえお申込みください。
- 4 申込期限 令和6年6月10日（月）
- 5 申込方法 ◎専用フォームから
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「オンライン歩け歩け大会（ウォークラリー）案内ページの専用フォームよりお申込みください。
◎郵送にて
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに
保健事業グループ宛にご郵送ください。
※上記のいずれかでお申込みください。

令和6年度 第53回 料理教室について

- 1 日 程 令和6年8月3日（土）
- 2 会 場 「けんぽプラザ2F レストランパル」 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9
- 3 内 容 「スズキのムニエル ブールノワゼットソース」
「スズキに小麦粉をまぶし、バターでアロゼ（上からかける）し、酸味の効いた焦がしバターのソースで仕上げた、定番のフランス料理です。」
- 4 参加資格 当組合の被保険者および被扶養者（18歳以上）
- 5 定 員 10名
※定員に達した際は抽選となります。
- 6 参加費用 1,000円
- 7 申込期限 令和6年7月19日（金）
- 8 申込方法 ◎専用フォームから
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「料理教室」案内ページの専用フォームよりお申込みください。
◎郵送にて
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください、

傷害保険（レクリエーション補償プラン）について

1. この保険では

- ① 集合してから解散するまで、当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加中の傷害事故を補償しております。

※「参加中」とは… 参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

- ② 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加される組合員全員が補償の対象となります。

※歩け歩け大会・軟式野球大会・健康マラソン大会・料理教室・陶芸教室
リフレッシュフロアー（けんぼプラザ）各種教室 などなど

2. こんなときに

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金が支払われます。

※「急 激」とは… 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

※「偶 然」とは… 原因の発生が偶然である、結果の発生が偶然である原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

※「外 来」とは… ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません

3. 保険金 ※保険金をお支払いできない場合がありますので予めご注意ください

死亡保険金 後遺障害保険金	入院1日あたり	通院1日あたり
5 0 0 0 千円	5 0 0 0 円	2 5 0 0 円

◆ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください◆

健康推進事業係・運動指導室 TEL 03-3404-9545（代表）